

最高裁秘書第305号

令和5年2月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

司法行政文書不開示通知書

令和4年11月24日付け（同月28日受付、第040411号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

証拠申出に対する意見書（平成13年9月10日付の最高裁総務局参事官の事務連絡）

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話 03（4233）5240（直通）